

第4章 障害福祉サービス等の内容と見込み

1. 自立支援給付によるサービスの内容と見込量

(1) 障害福祉サービスの内容と対象者

自立支援給付（介護給付、訓練等給付など）に基づいて実施される障害福祉サービスの主な対象者と実施内容は、以下のとおりです。

① 介護給付

サービス名	主な対象者	実施内容	
在宅生活の支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等、常に介護を必要とする人（障害支援区分4以上）	障害のある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
	行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（障害支援区分3以上）	障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人	移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
	重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6）で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害のある人で、 ・ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害のある人 ・最重度の知的障害のある人 ②強度行動障害のある重度・最重度の障害のある人	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障害のある人	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

第4章 障害福祉サービス等の内容と見込み

サービス名		主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
	療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害のある人で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活の場の充実	施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）

②訓練等給付

サービス名		主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	自立訓練 （機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
	自立訓練 （生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）

サービス名		主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）
	就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で（利用開始時に65歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
	就労継続支援（B型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人 ③50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
生活の場の充実	共同生活援助	就労、または生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする人	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

③その他のサービス

サービス名	主な対象者	実施内容
<p>計画相談支援 (サービス利用支援及び継続サービス利用支援)</p>	<p>障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用するすべての障害のある人 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障害のある人</p>	<p>サービス利用支援は障害のある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
<p>地域移行支援</p>	<p>障害者支援施設、児童福祉施設等に入所している障害のある人 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入所している精神障害のある人</p>	<p>住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>
<p>地域定着支援</p>	<p>居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人</p>	<p>対象となる障害のある人と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。</p>
<p>補装具費の支給</p>	<p>補装具を必要とする身体障害のある人</p>	<p>身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具(義肢、車いす等)の購入費、修理費の給付を行います。</p>

(2) サービス量の見込み

計画策定に向けて国や大阪府等が示した考え方、市内・近隣地域のサービス事業所の動向、貝塚市におけるこれまでのサービス利用実績などを総合的に勘案し、自立支援給付に基づく障害福祉サービスの1か月あたりのサービス量については、次のとおり見込みます。

なお、障害のある人の自立支援を推進するために、これらの法定サービスに加えて、民間の事業者・団体等による取り組みも含め、社会資源の整備・充実を図っていきます。

サービス種類ごとのサービス量の算出方法

サービスの種類	サービス量の算出方法
居宅介護等の訪問系サービス 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	月あたりの延べ利用時間数＝[利用者数の見込み]×[1人あたりの利用時間数] ・利用者数の見込みは、平成21年度から26年度までの平均利用者数をもとに、平成27年度から29年度までの利用者数の伸びを算出したうえで、事業所の参入意向、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・1人あたりの利用時間数は、平成21年度から26年度までの利用実績で最も利用量が多い年度の数値を採用しています。
短期入所 日中活動系サービス 生活介護 療養介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	月あたりの延べ利用人数＝[利用者数の見込み]×[1人あたりの利用日数] ・利用者数の見込みは、平成21年度から26年度までの平均利用者数をもとに、平成27年度から29年度までの利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。 ・1人あたりの利用日数は、平成21年度から26年度までの利用実績で最も利用量が多い年度の数値を採用しています。
居住系サービス 共同生活援助 施設入所支援	月あたりの延べ利用人数＝[利用者数の見込み] ・利用者数の見込みは、平成21年度から26年度までの平均利用者数をもとに、平成27年度から29年度までの利用者数の伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
相談支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	月あたりの延べ利用人数＝[利用者数の見込み] ・計画相談支援については、平成29年度に障害福祉サービスを利用するすべての人を対象としてサービス利用支援、継続サービス利用支援が行えるようサービス量を見込み、平成27年度、28年度は相談支援体制が段階的に整備されるものと仮定しサービス量を設定しました。 ・地域移行支援と地域定着支援については、入所施設等から地域へ移行する人の数を踏まえて設定しています。

第4章 障害福祉サービス等の内容と見込み

訪問系サービスの月あたりサービス量見込み

サービス名	種別	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		実利用者数 (人)	利用時間数 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間数 (時間)	実利用者数 (人)	利用時間数 (時間)
居宅介護	身体	77	1,969	78	1,994	78	1,994
	知的	28	367	31	407	34	446
	精神	50	561	54	606	58	651
	障害児	4	44	4	44	3	33
	合計	159	2,941	167	3,051	173	3,124
重度訪問介護	身体	9	1,413	10	1,570	11	1,727
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0	0
	合計	9	1,413	10	1,570	11	1,727
行動援護	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0	0
	障害児	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
同行援護	身体	41	1,465	42	1,501	43	1,537
重度障害者等 包括支援	身体	0	0	0	0	0	0
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0	0
	障害児	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス計	身体	127	4,847	130	5,065	132	5,258
	知的	28	367	31	407	34	446
	精神	50	561	54	606	58	651
	障害児	4	44	4	44	3	33
	合計	209	5,819	219	6,122	227	6,388

短期入所・日中活動系サービスの月あたりサービス量見込み

サービス名	種別	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		実利用者数 (人)	利用日数 (人日分)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日分)	実利用者数 (人)	利用日数 (人日分)
短期入所	身体	24	132	25	137	26	143
	知的	25	144	28	161	31	179
	精神	0	0	0	0	0	0
	障害児	4	13	4	13	4	13
	合計	53	289	57	311	61	335
生活介護	身体	56	909	60	974	64	1,039
	知的	164	3,374	184	3,786	204	4,197
	精神	0	0	0	0	0	0
	合計	220	4,283	244	4,760	268	5,236
療養介護		14人		15人		15人	
自立訓練 ・機能訓練：身体 ・生活訓練：知的 ・精神	身体	2	30	2	30	3	45
	知的	5	125	5	125	5	125
	精神	0	0	0	0	0	0
	合計	7	155	7	155	8	170
就労移行支援	身体	1	22	1	22	1	22
	知的	11	211	13	249	16	306
	精神	2	18	3	27	4	36
	合計	14	251	17	298	21	364
就労継続支援 (A型)	身体	1	15	1	15	1	15
	知的	7	144	8	165	9	186
	精神	3	55	4	73	4	73
	合計	11	214	13	253	14	274
就労継続支援 (B型)	身体	6	95	7	110	8	126
	知的	65	1,218	76	1,424	86	1,612
	精神	71	836	83	978	94	1,107
	合計	142	2,149	166	2,512	188	2,845

※サービス見込み量の単位の「人日分」は延べ利用日数のことです。

第4章 障害福祉サービス等の内容と見込み

居住系サービスの月あたりサービス量見込み

サービス名	種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	身体	3人	3人	4人
	知的	33人	34人	34人
	精神	17人	17人	18人
	合計	53人	54人	56人
施設入所支援	身体	14人	14人	13人
	知的	52人	51人	51人
	精神	0人	0人	0人
	合計	66人	65人	64人

相談支援の月あたりサービス量見込み

サービス名	種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	身体	2人	5人	8人
	知的	5人	10人	16人
	精神	5人	11人	17人
	障害児	0人	1人	2人
	合計	12人	27人	43人
地域移行支援	身体	0人	0人	1人
	知的	2人	2人	3人
	精神	0人	0人	1人
	合計	2人	2人	5人
地域定着支援	身体	0人	0人	0人
	知的	0人	0人	0人
	精神	0人	1人	2人
	合計	0人	1人	2人

(3) サービス提供にあたっての考え方

サービスの利用を希望する障害のある人自らが、必要とするサービスを主体的に選択することができるよう、サービス事業所への指導・監督を実施します。

また、サービス事業所が安定的に運営できるように支援するとともに、多くの民間事業者やNPO等の参入を促進します。

さらに、サービス事業所による人材の確保や資質向上を促進するなど、質の高い障害福祉サービスの提供に努めます。

①在宅生活支援サービス

居宅介護等の訪問系サービスについては、障害のある人の意向やライフステージ等に応じて適切なサービスが提供できるよう、市内の事業所を中心とするサービス提供体制の充実に努めます。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実に図ります。

②日中活動の場となるサービス

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者との調整のもと、サービス提供を促進していきます。

③生活の場となるサービス

障害のある人の地域における生活の場を確保していくため、共同生活援助における提供体制の充実に努めるとともに、運営法人等への指導・助言等に努めます。

施設入所支援については、広域的な調整のもと、サービス提供を促進していきます。

④相談支援

国や府の方針に沿いつつ、平成29年度までにすべてのサービス利用対象者への適切な相談支援が実施できるよう、関係機関と連携し市内の事業所を中心とする相談支援体制の確立、相談支援専門員の育成・確保等に努めます。

2. 地域生活支援事業の内容と見込量

(1) 実施にあたっての基本的な考え方

地域生活支援事業は、自立支援給付による各種の障害福祉サービスや支援事業とともに、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況等に応じて、市町村等が必要と思われる事業を選び、実施することができますが、障害者総合支援法では、以下の必ず実施しなければならない事業を定めています。

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域生活支援事業は、上記の必須事業のほかにも、市町村の判断により障害のある人の地域における自立した生活や社会参加の支援に向けた事業の実施が認められています。

貝塚市においては、市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めています。

(2) 各事業の実施内容と事業の見込み

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害のある人が日常生活及び社会生活をおくるうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害や障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

広報かいつかなど多様な広報・情報媒体を活用するとともに、講演会やイベントの開催、サービス事業所における交流事業などを実施することにより障害のある人に関する情報提供、啓発に努めます。

【事業の見込み】

事業名等	第4期における事業の見込み（年間）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害のある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障害のある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

障害のある人自らや家族・支援者が組織する団体・グループの育成・活性化を図ります。また、障害のある人が地域において安心して暮らせるよう、地域福祉活動や防災面での取り組みなどと連携し、住民による自発的な活動を促進します。

【事業の見込み】

事業名等	第4期における事業の見込み（年間）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	検討	実施予定	実施予定

③相談支援事業

障害のある人や家族の相談に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行います。

《障害者相談支援事業》

市役所（障害者虐待防止センター）、基幹相談支援センター、障害者（児）生活支援センター等において、障害のある人や家族を対象とする相談事業を実施し、障害のある人の地域における生活を総合的にサポートします。

《基幹相談支援センター》

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関となる基幹相談支援センターの設置に向けて協議・調整を進めます。また、センターの設置に際して専門的職員の配置や地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取り組みの実施など、相談支援機能の強化を図ります。

《住宅入居等支援事業》

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

【事業の見込み】

事業名等	第4期における事業の見込み（年間）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	2か所で実施	2か所で実施	2か所で実施
基幹相談支援センター	準備	準備	設置予定
基幹相談支援センター等機能強化事業	準備	準備	実施予定
住宅入居等支援事業	検討	検討	実施予定

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人が、不利益を被らずに地域で安心して暮らせるように、本人に代わって成年後見人等が財産管理や福祉サービスの契約を行うものです。

今後とも、この制度の利用促進を図ります。また、この制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の支払いが困難な人については、後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

【事業量の見込み】

事業名等	第4期における事業量の見込み（年間）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	4人	5人	6人

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図るものです。

【事業の見込み】

事業名等	第4期における事業の見込み（年間）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	検討	検討	実施予定

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、ろうあ者福祉指導員の配置と生活相談事業の実施、点訳・音訳による支援などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

【事業量の見込み】

事業名等		第4期における事業量の見込み（年間）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用見込量 （実利用者数）	手話通訳者の派遣	18人	19人	19人
	要約筆記者の派遣	4人	5人	5人
手話通訳者設置事業 （ろうあ者福祉指導員配置）		1人	1人	1人

⑦日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）を給付します。

日常生活用具の内容と対象者

用具の種類	主な内容・対象者など
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある子どもが訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障害のある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【事業量の見込み】

事業名等		第4期における事業量の見込み（年間）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	20件	20件	20件
	自立生活支援用具	32件	34件	36件
	在宅療養等支援用具	37件	39件	41件
	情報・意思疎通支援用具	54件	59件	63件
	排泄管理支援用具	2,243件	2,362件	2,481件
	居宅生活動作補助用具	5件	5件	5件

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害のある人の社会参加や交流活動のための支援者として期待できる日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を講習等により養成するものです。

事業名等	第4期における事業量の見込み（年間）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	30人	35人	40人

※養成講習修了見込み者数

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

サービス提供体制の充実に向けて、今後とも事業者におけるヘルパーの確保、資質の向上を図っていきます。また、サービスの利用にあたっては、事業者の中から利用者が選択できる仕組みを継続していきます。

【事業量の見込み】

対象者		第4期における事業量の見込み（年間）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	身体障害者	95人	100人	105人
	知的障害者	69人	75人	81人
	精神障害者	27人	30人	34人
	障害児	22人	22人	22人
	合計	213人	227人	242人
利用時間数 (延べ)	身体障害者	28,431時間	29,927時間	31,423時間
	知的障害者	19,885時間	21,614時間	23,343時間
	精神障害者	4,239時間	4,710時間	5,338時間
	障害児	3,993時間	3,993時間	3,993時間
	合計	56,548時間	60,244時間	64,097時間

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開しています。本市では、1か所設置しており、今後もセンター事業の強化に努めます。

【事業量の見込み】

事業名等		第4期における事業量の見込み（年間）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	112人	115人	118人

⑪その他の事業

《福祉ホーム事業》

家庭環境等により居宅での生活が困難な人を対象に、低額な料金で居室を提供します。

《訪問入浴サービス事業》

身体に障害があり、在宅での入浴が困難な人の居宅を訪問し、入浴車により浴槽を提供して入浴の介護を行います。

《社会参加支援事業》

障害のある人の社会参加を支援することを目的に、以下の事業について引き続き実施していきます。

（スポーツ・レクリエーション事業）

- ・スポーツ大会やレクリエーション、創作教室・作品展等の文化活動を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進します。

（奉仕員養成研修事業）

- ・点訳・音訳ボランティア講座、手話講習会、要約筆記者養成講座等の奉仕員養成研修事業により、点訳・音訳奉仕員、要約筆記奉仕員等を養成します。

（自動車運転免許取得・改造助成事業）

- ・自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成します。

(3)利用者負担について

地域生活支援事業の利用者負担については、自立支援給付によるサービスとの整合を図り、利用者が原則1割の費用を負担するものとしていますが、利用者の属する世帯が生活保護世帯、市民税非課税世帯の場合は全額市が給付しています。

今後も、利用者負担軽減の制度を継続するとともに、国・府の動向を注視しながら対応していきます。

3. 児童福祉法に基づく障害児支援サービスの内容と見込量

(1) 障害児支援サービスの内容と対象者

障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害を含む。）をいいます。

サービス名	主な対象者	実施内容
児童発達支援	障害児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。 ^{注1)}
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。 ^{注2)}
放課後等デイサービス	就学している障害児	授業の終了後または休業日に児童発達支援事業所等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
障害児入所支援	障害児	障害児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院する障害児に対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行ったり、障害児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院している障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童または重症心身障害児に対し治療を行います。 ^{注3)}
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）及び障害福祉サービスを利用するすべての障害児	障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に係る障害児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。 継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

注1) 児童発達支援については、貝塚市幼児教室・こどもデイケアいずみ第2・自閉症児支援センター（ウェーブ）等において実施しています。

注2) 医療型児童発達支援については、こどもデイケアいずみ第1において実施しています。

注3) 障害児入所支援（18歳未満）については、大阪府の児童相談所（子ども家庭センター）が支援をしています。

(2) 児童福祉法に基づく障害児支援のサービス量見込み(月平均)

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	60人	65人	70人
医療型児童発達支援	2人	2人	2人
放課後等デイサービス	90人	100人	110人
保育所等訪問支援	4人	4人	4人
障害児相談支援	30人	40人	50人

(3) 障害児支援サービスの提供にあたっての考え方

障害児通所支援については、サービス利用者への必要な情報提供等に努めるとともに、地域における身近な療育の場として引き続きサービスの充実に努めます。

障害児相談支援については、計画相談支援、地域生活支援事業における障害者相談支援事業との連携、一体的な対応を図りながら、障害のある児童やその家族を切れ目なく支えることができるよう、市内における相談支援体制の確立、相談支援専門員の育成・確保等に努めます。